事前協議制度の概要

1 事前協議制度とは

自動車リサイクル法における解体業・破砕業の許可制度が平成16年7月1日から施行されましたが、県では、関係事業者の皆様が許可申請の準備を円滑に行えるよう、申請前に事業計画の概要や施設の構造、使用済自動車の保管内容などについて協議し、必要な指導等を行うというものです。

なお、当該指導等については、「栃木県使用済自動車等の解体業及び破砕業に関する指導要綱」に基づいて行います。

2 事前協議制度の概要

(1) 対象者

解体業又は破砕業の許可申請を行う予定の事業者を対象とします。 ただし、県内(宇都宮市を除く)に事業所を置く事業者です。

※事前協議が不要の場合

- ・ 許可の更新を受ける者で、事業の用に供する施設の構造に変更がないもの (解体業、破砕業)
- ・ 産業廃棄物処理施設に該当する施設を事業の用に供する施設として設置する者(破砕業)
- ・ 解体自動車と合わせて解体自動車以外の廃棄物の破砕を行う者で、かつ栃木県廃棄物処理に関す る指導要綱よる協議を行う必要があると知事が認めたもの又は終了したもの(破砕業)

(2) 協議内容

施設の構造や使用済自動車の保管等に係る指導基準との適合性を確認します。

(3) 事前協議書提出先

主たる事業所所在地を管轄する環境森林・管理事務所が対応します。

(4) 手数料

不要です。

(5) 関係法令との調整

施設が市街化調整区域にあるなど、他法令との関わりがある事業者は、当該法令を所管する行政機関と調整を行い、その結果を環境森林・管理事務所に報告する必要があります。

関係法令との調整に関しては、申請先の環境森林・管理事務所にご相談ください。

3. 事前協議手続きの主な流れ

下記のフロー図は、事前協議の一般的な手続を示したもので、個々の事業計画によって異なる場合があります。

